

資料 1

町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

区分	公営の有無			供託金額	備考
	選挙運動用 自動車	選挙運動用 ポスター	選挙運動用 ビラ		
都道府県知事選挙	○	○	○	300万円	
都道府県議会議員選挙	○	○	○	60万円	
市長選挙	○	○	○	100万円(※1)	※1 政令指定都市の市長選挙については240万円
市議会議員選挙	○	○	○	30万円(※2)	※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円
町村長選挙	×	×	×	50万円	<全国町村会> 自動車、ポスター、ビラへの公営拡大を要望
町村議会議員選挙	×	×	頒布不可	—	<全国町村議会議長会> ・ビラの頒布解禁 ・自動車、ポスター、ビラの公営 ・供託金の導入
	↓	↓	↓	↓	を要望
	○	○	頒布解禁 公営対象	供託金導入 15万円	

公費負担の対象とその限度額

1 選挙運動用自動車

区 分		限 度 額	
①一般運送契約 (ハイヤー方式) (※1)		各日について 64,500 円	64,500 円×5 日(※2)= 322,500 円
② その 他 の 契 約	ア 自動車借入契約 (個別方式)	各日について 15,800 円	15,800 円×5 日= 79,000 円
	イ 燃料供給の契約	37,800 円 (7,560 円×5 日= 37,800 円)	
	ウ 運転手雇用の契約	各日について 12,500 円	12,500 円×5 日= 62,500 円

※1 ①の契約と②の契約は選択

※2 「5 日」とは、告示日から選挙期日の前日までの選挙運動をすることができる期間の例

2 選挙運動用ビラ

		限 度 額
(1) 作成単価の限度	7 円 51 銭	議会議員選挙 12,016 円 (7.51 円×1,600 枚=12,016 円) 町 長 選 挙 37,550 円 (7.51 円×5,000 枚=37,550 円) ※単価は、実際の単価と限度額 (7 円 51 銭) のうち低い方の額 ※1,600 枚を超えて作成している場合は、1,600 枚までの分が対象
(2) 作成枚数の限度	議会議員選挙 1,600 枚 町 長 選 挙 5,000 枚	

3 選挙運動用ポスター

		限 度 額
(1) 作成単価の限度額	(525.6 円×78 箇所+55,000 円) /78= 1,231 円	105,866 円 (1,231 円×86 枚=105,866 円) ※単価は、実際の単価と作成単価の限度額 (1,231 円) のうち低い方の額 ※86 枚を超えて作成している場合は、86 枚までの分が公営の対象となる。
(2) 作成枚数の限度	78 枚×1.1= 86 枚	